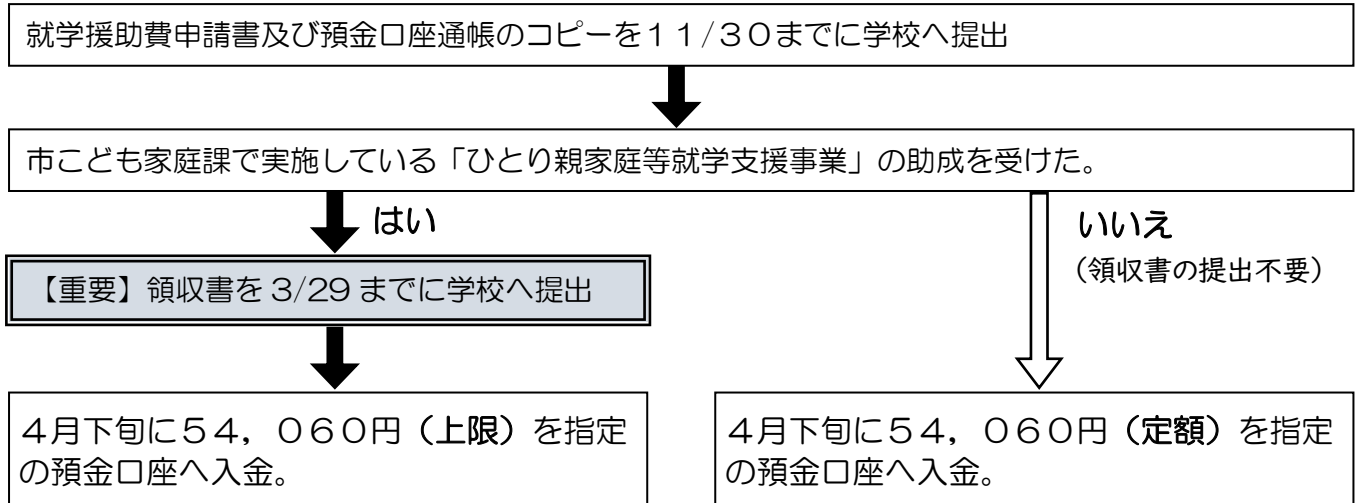


～ 児童扶養手当を受給している皆様へ ～

就学援助を申請する方のうち、市こども家庭課が実施する「ひとり親家庭等就学支援事業」を利用した方は、新入学学用品を購入した際の領収書を学校へ提出する必要があります。

★就学援助制度（新入学学用品費の入学前支給）の手続きの流れ



※「ひとり親家庭等就学支援事業」を利用していないことを確認するため、入学後の支給となります。

【重要】領収書に係る注意事項・対象となる物品について、必ず裏面を確認してください

★「ひとり親家庭等就学支援事業」とは

児童扶養手当を受給している保護者に対し、ランドセル及び学校指定用品の購入費について30,000円を上限に助成する制度です(担当:こども家庭課 電話:055-934-4827)。

就学援助制度とは別の制度ですが、援助の内容が同じであるため、同じ物品に対して重複して支給しないよう、領収書の提出を求めています。

★支給される金額について

支給金額の上限は、54,060円です。算定方法については、以下の例を参考にしてください。

例) こども家庭課にランドセルの領収書を提出し、助成金30,000円を受給済みの場合

購入品の例	金額	学校への領収書の提出
①ランドセル	35,000円	不要(助成済みの金額を除き、就学援助に適用)
②学生協購入品	30,000円	不要(学校が購入金額を把握できるため提出不要)
③通学靴 など	20,000円	必要

この場合では、①のうち、助成されていない5,000円+②の30,000円+③の20,000円の合計が55,000円となるため、上限額の54,060円が支給されます。

《領収書に係る注意事項》

- 領収書（レシートでも可）には、領収日付、品名、金額の記載が必要です。
- 「学用品一式」など、具体的な品名がわからないものは支給対象となりません。
- 現金以外で購入した場合は、支払いが完了したことが確認できる書類一式が必要です。
例）クレジットカード払いの場合には、以下の3点が必要です。
 - ①レシート（明細書）……………購入日、品名、金額がわかるもの
 - ②カードの明細の写し……………①の購入履歴・当該月の請求額がわかるもの
 - ③預金口座通帳の写し……………②の請求金額の引き落としが確認できるもの
- インターネットの購入履歴は領収書に代えられません。
- 子ども家庭課へ提出済みの領収書、学生協一括購入品の領収書は提出不要です。

《対象となる物品の例》

○新入学に際し、通学や授業に直接的に必要な物で保護者が購入したものが対象になります。

支給対象のもの	支給対象外のもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ランドセル ・学校指定のかばん、サブバック ・学校指定の帽子 ・通学用靴 ・雨具（雨靴、雨傘、レインコート等） ・防犯ブザー ・上ばき、上ばき袋 ・名札、名札ケース、安全ピン ・学校指定の副教材、副読本、練習帳、辞典等 ・学用品保管用のナップサック（学校に保管） ・筆箱、ノート、鉛筆、消しゴム ・体育用品（体育着、体育用靴、体育袋等） ・給食用品（給食着、箸、スプーン、フォーク等） ・健康手帳、予定帳、連絡帳 ・防災ずきん 	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式用のスーツ、ブラウス ・任意のかばん・サブバック ・任意の帽子 ・歩行補助具（杖、バギー等）、車いす ・日傘 ・ハンカチ、タオル、ティッシュ ・下着、靴下、衣服、防寒具 ・眼鏡、補聴器 ・任意の問題集・参考書 ・氏名印、名前シール ・鉛筆削り、穴あけパンチ ・水泳用品（水着、帽子、ゴーグル、バスタオル等） ・弁当箱、水筒 ・血液検査代、住民票代 ・寝袋、非常食 ・送料、振込手数料、レジ袋代金 ・ポイントで購入したもの